

国民健康保険税の軽減

世帯全体の総所得金額が一定額以下の場合、軽減制度(均等割と平等割の7割・5割・2割軽減)が適用されます。

軽減割合	軽減対象	軽減額						
		医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分	子ども・子育て支援金分	
		均等割 1人につき	平等割 1世帯につき	均等割 1人につき	平等割 1世帯につき	均等割 1人につき	均等割 1人につき	平等割 1世帯につき
7割	年間総所得金額の合計額が 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	16,520円 (3,540円)	13,370円	5,810円 (1,245円)	4,550円	9,590円	700円 【70円】 (150円)	770円
5割	年間総所得金額の合計額が 43万円+31万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	11,800円 (5,900円)	9,550円	4,150円 (2,075円)	3,250円	6,850円	500円 【50円】 (250円)	550円
2割	年間総所得金額の合計額が 43万円+57万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	4,720円 (9,440円)	3,820円	1,660円 (3,320円)	1,300円	2,740円	200円 【20円】 (400円)	220円
対象外	上記以外	— (11,800円)	—	— (4,150円)	—	—	— (500円)	—

※子ども・子育て支援金分の均等割について、18歳以上被保険者は【】内の額を加算した額を減額します。

※未就学児については、()内の額を加算した額を減額します。

※65歳(賦課年度の1月1日時点)以上の人は、公的年金等所得から15万円を控除した残額が、軽減対象の判定に用いる額です。

※分離課税の土地建物等の譲渡所得については、譲渡所得に係る特別控除前の額で軽減判定します。

※専従者給与等については、事業主の収入に繰り戻した額で軽減判定します。

※給与所得者等とは、給与収入金額が55万円を超える人又は公的年金収入金額が60万円(65歳以上の人は125万円)を超え 給与所得を有しない人をいいます。